

広島県告示第七百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

令和五年五月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

尾道市原田町梶山田字水金二〇六六三の二、二〇六六八の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため